

子ども食堂事業
令和9年度補助金交付要望について

1 目的

地域の子どもたちへの食事及び当該子どもたちの交流の場を提供する取組について安定的な実施環境を整備し、子どもの健全育成及び地域に根ざした活動を支援するとともに、子ども食堂の開催に加え、配食又は宅食等を通じて家庭の生活状況を把握し、必要な支援につなげる取組を支援することを目的とする。

2 補助対象事業者

補助金の交付の対象は、次の要件の全てを満たす民間団体とする。

- (1) 定款又は会則を備えていること。
- (2) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団と関係する団体ではないこと。
- (3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団関係者（暴排条例第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。
- (4) 公序良俗に反する活動を行う団体ではないこと。
- (5) 構成員が6人以上で、その過半数が市内在住者、市内在勤者又は市内在学者であること。構成員は原則として18歳以上であること。なお、子ども食堂事業を実施する他の事業者と重複して構成員になることはできない。
- (6) 府中市子ども・子育て応援連絡会（市が開催する関係機関との連絡会をいう。）の構成員であること。

3 事業内容

本事業の実施主体は、子ども（18歳未満）及びその保護者を対象とし、会食形式による子ども食堂の提供、または、会食形式による子ども食堂の提供及び配食又は宅食等を行う取組（以下「子ども食堂事業」という。）を、1年以上継続して実施する。

4 実施方法等

- (1) 利用料金は材料費等の実費相当額以下の額とすること。
- (2) 月に1回以上、定期的に子ども食堂事業を実施すること（ただし、配食及び宅食等については、この限りでない。）。
- (3) 事業の規模に応じた必要な従事体制（ボランティアも含む。）を確保すること。
- (4) 子ども食堂で提供する食事は、原則として事業に従事する者又は事業の参加者が直接調理した栄養バランスのよいものとし、食材の確保に当たっては、地域の農家、食品会社、フードバンク等の協力を得るよう努めること。

- (5) 事業の開始前に管轄の保健所に相談し、指導及び助言を求めるほか、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）及び各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築すること。
- (6) 事業に参加する者の食物アレルギーの有無を確認し、必要に応じて子どもの健康情報及び緊急連絡先を事前に確認するほか、食物アレルギーに対応することができない場合は、事業に参加する者に対する周知、注意喚起等を行い、健康被害防止のために適切に対応すること。
- (7) 府中市子ども・子育て応援連絡会に年 1 回以上参加すること。
- (8) 従事者は、事業に参加する者の相談に応じるとともに、福祉的な支援を必要とする子ども及び保護者を把握した場合には、本人の同意を得て、市及び関係機関と連携を図り、必要な支援に結び付けるように努めること。なお、虐待が疑われる場合等、早急な対応が必要な場合は、府中市子育て世代包括支援センター等に対して通告を行うこと。
- (9) 個人情報の適正な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる従事者等が事業実施上知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについて、従事者等に周知徹底を図る等の対策を講じること。
- (10) 事業の実施中に宗教活動、政治活動及び営利活動を行わないこと。
- (11) 参加を希望する者がある場合は、積極的に受け入れ、常に広く門戸を開放していること。

5 実施場所

- (1) 市内で、不特定多数の対象者が参加でき、かつ、対象者が立ち寄りやすい場所で実施すること（ただし、配食及び宅食等については、この限りでない。）。
- (2) 10 人以上の親子が一度に参加できる程度の十分な広さを有する場所で実施すること（ただし、配食及び宅食等については、この限りでない。）。

6 事故防止

- (1) 事業実施時は、責任者を常時配置し、安全に十分配慮すること。
- (2) 子ども食堂の活動に関する連携・協力の推進及び子ども食堂の運営上留意すべき事項の周知について（平成 30 年 6 月 28 日付子発 0628 第 4 号・社援発 0628 第 1 号・障発 0628 第 2 号・老発 0628 第 3 号）における別添 8 に定める子ども食堂における衛生管理のポイント等を参考とし、食中毒予防、感染症対策等の衛生管理及び防火対策に万全を期すこと。
- (3) 食中毒又は事故が発生した時の対応方法及び連絡体制をあらかじめ定め、従事者に周知徹底を図るとともに、これらが発生した場合は、速やかに市に報告すること。
- (4) 利用者及び事業従事者の事故及び食中毒に対応する保険に加入すること。

7 対象経費

子ども食堂事業の補助対象経費は次のとおりです。

項目	対象経費
需用費	●事業に利用する消耗品費（調理器具・収納用品・食器類・日用品類・事務用品その他市長が認めるものに限る。） ●印刷製本費（子ども食堂案内のためのパンフレット等） ●光熱水費（電気・ガス・水道・冷暖房費等） ●食材費 ●燃料費（食材の運搬に使用する車両のガソリン代）
役務費	●通信費（電話・FAX・メール） ●郵便代（切手・小包） ●保険料（行事保険やボランティア保険等）
使用料及び賃借料	●会場の使用料及び賃料 ●車両の賃借料（食材の運搬に使用する車両の賃借料） ●駐車料等使用料（食材の運搬に使用する車両の駐車場代）
旅費	●食材の運搬に係る交通費（電車・バス・タクシー代）

※自宅、店舗等が実施場所の場合、子ども食堂の取組に係る金額が明確でない場合等における光熱水費及び役務費については、開所時間分で按分する等の方法でその額を算出するものとする。

主な補助対象外経費は次のとおりです。

項目	対象外経費
旅費	●従事者やボランティアなどの交通費（電車・バス・タクシー代）
報酬／給料 賃金／報償費	●講師やボランティア、従事者などへの謝礼金、報酬、給料、賃金 ●記念品（プレゼント）の購入費
備品購入費	●税抜定価2万円以上で概ね2年以上使用に耐えうる物品
需用費	●物品修繕料（備品等の修繕費） ●施設修繕料（施設や会場の修繕費）

8 補助金額

(1) 補助金額（千円未満は切捨て）

次の①②のうちいずれか少ない方の額 ※ただし、予算の範囲内

① 補助限度額（予算確定前のため見込額）

- ・子ども食堂（会食形式）月1回以上：年額 53万円
月2回以上：年額106万円
月3回以上：年額159万円
- ・配食・宅食等（パントリー）※加算：年額 80万円

② 補助対象経費に係る実支出額から利用料、会費、寄付金その他の収入額並びに国からの交付金及び補助金の額を控除した額

9 手続き

補助金の申請に係る手続きや提出書類、提出期限等は次のとおりです。

期限までに必要書類をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出いただいた書類の内容を審査のうえ、予算の範囲内で補助対象団体を決定します。このため、予算要望書をご提出いただいた場合であっても、補助対象とならないことがありますので、あらかじめご了承ください。

(1) 補助金申請手続の流れ

団体：手続き期限 市：予定日	事 由	対応	
		団体	市
令和8年9月30日	① 令和9年度予算要望書の提出	○	
令和9年2月下旬	② 令和9年度予定通知書（案）・交付申請書等の送付		○
令和9年3月中旬	③ 令和9年度交付申請書の提出	○	
令和9年3月下旬	（継続団体のみ） 令和8年度実績報告の提出	○	
令和9年3月31日	（継続団体のみ） 令和8年度補助金交付額確定通知の送付		○
令和9年4月1日	④ 令和9年度補助金交付決定通知の送付		○
令和9年4月～5月	⑤ 令和9年度補助金の振込		○
令和10年3月下旬	⑥ 令和9年度実績報告の提出	○	
令和10年3月31日	⑦ 令和9年度補助金交付額確定通知の送付		○

※各事由の期日を変更する場合があります。

(2) 提出書類等

事由	提出書類
① 令和9年度予算要望書の提出時 （9月30日まで）	(1) 令和9年度補助金等交付要望書 (2) 令和9年度子ども食堂事業計画書 (3) 令和9年度子ども食堂事業収支予算書 (4) 団体・経営改善総合評価コメント (5) 定款または会則 (6) 団体の構成員の住所及び氏名が記載された名簿

③令和９年度交付申請書の提出時 (令和９年３月)	(1) 令和９年度補助金等交付申請書 (2) 令和９年度子ども食堂事業計画書 (3) 令和９年度子ども食堂事業収支予算書 (4) 定款または会則 (5) 営業許可証、給食届その他の保健所への必要な手続きをしたことを証する書類（手続き不要とされた場合は提出不要。） (6) 保険に加入していることを証する書類 (7) 団体の構成員の住所及び氏名が記載された名簿 (8) 団体の概要、活動状況が記載された書類 (9) 請求書兼支払金口座振替依頼書
(継続団体のみ) 令和８年度実績報告の提出時 (令和９年３月)	(1) 令和８年度補助金等実績報告書 (2) 令和８年度子ども食堂事業活動報告書 (3) 令和８年度子ども食堂事業収支報告書 (4) 保険に加入していることを証する書類 (5) 補助対象経費に係る実支出額が記載された領収書等の写し (6) 団体の概要、活動状況が記載された書類
⑧ 令和９年度実績報告の提出時 (令和１０年３月)	(1) 令和９年度補助金等実績報告書 (2) 令和９年度子ども食堂事業活動報告書 (3) 令和９年度子ども食堂事業収支報告書 (4) 保険に加入していることを証する書類 (5) 補助対象経費に係る実支出額が記載された領収書等の写し (6) 団体の概要、活動状況が記載された書類

10 その他注意事項

(1) 要綱等の遵守

事業の実施に当たっては、「府中市補助金等交付規則」、「府中市地域子ども・子育て応援事業補助金交付要綱」、「府中市地域子ども・子育て応援事業補助金基準」の規定を遵守し、事務手続きを進めてください。

(2) 交付申請の変更について

事業の内容を変更するときや事業を中止または廃止するときは、事前に市にご相談ください。

(3) ホームページ等への掲載について

補助事業の概要を市ホームページや「子育てのたまて箱」等に掲載いたします。

(4) 書類の保存について

補助金の交付に係る予算と決算の関係を明らかにした書類は5年間保存してください。

(5) 連絡会への参加について

府中市子ども・子育て応援連絡会・研修会に年1回以上参加してください。

※開催時期等については別途ご案内します。

(6) 補助金額については国や都の補助金の補助基準額が変更された場合、変更することがあります。

申請書等の提出先・問合せ先

府中市子ども家庭部子ども家庭支援課子ども家庭サービス担当

〒183-0023 府中市宮町1-50 くるる3階

子ども家庭支援センター「たち」

電 話：042-354-8700